

## 24. 参考20用地調査等業務委託特記仕様書

# 用地調査等業務委託特記仕様書

第1 用地調査等業務共通仕様書第12条に基づく指示を受けるときは用地担当グループ職員立会の上、受託後速やかに行うこと。

第2 用地調査等業務共通仕様書第57条に基づく用地実測図原図及び用地平面図の作成にあたっては、次の1～5に挙げる事項及び別添「図面番号設定の例」に留意し図面番号を設定し記入すること。

1. 分筆後の一筆毎に一連の図面番号を付すること。
2. 同一の分筆筆内で現況地目が分かれる場合は、同一の図面番号に枝番を付すること。
3. 同一地番であっても、所有権移転登記時に名義を国土交通省・県等に区別して登記する場合は、図面番号は別番号とすること。
4. 図面が複数枚に及ぶ場合、図面番号は連番とすること。
5. 図面番号はなるべく所有者毎に連番となるように付すること。

第3 用地調査等業務共通仕様書第69条、第80条及び第91条に基づく非木造建物の調査・算定に関する成果品のうち、鉄骨造建物の調査・算定に関する成果品について、別添様式1「鉄骨造建物調査・算定業務チェックシート」及び別添様式2「鉄骨造建物の構造部における意見書」を各棟毎に作成し添付すること。

第4 用地調査等業務共通仕様書第67条に基づく木造建物調査において、次の各号による調査結果を報告（任意様式）するものとする。

一 採用した耐用年数の判定資料

- ① 柱の略図（材種、節の位置、径等を記入）
- ② 柱径の計測写真
- ③ 撮影した柱の位置を示す図面
- ④ その他、参考となる資料

二 経過年数の判定資料

- ① 建築年月について、建物登記事項証明書の外、建築確認申請書（写し）、固定資産台帳（写し）等の資料を求めること。
- ② 上記①の資料が無い場合は所有者、建物設計会社、建物建築会社等からの聞取票を作成すること。

三 残耐用年数の判定資料（専門家意見が必要な場合）

- ① 一級建築士等の意見書
- ② その他、参考となる資料

四 その他不可視部分を調査対象とした判定資料

- ① 既存図の写し
- ② 建物設計会社、建物建築会社等からの聞取票
- ③ その他、参考となる資料

第5 用地調査等業務共通仕様書第69条に基づく非木造建物調査においては、次の各号による調査結果を報告（任意様式）するものとする。

一 採用した耐用年数の判定資料

- ① 平均階高の判定資料
- ② 建物設計会社、建物建築会社等からの聞取票
- ③ その他、参考となる資料

二 経過年数の判定資料

- ① 建築年月について、建物登記事項証明書の外、建築確認申請書（写し）、固定資産台帳（写し）等の資料を求めること。
- ② 上記①の資料が無い場合は所有者、建物設計会社、建物建築会社等からの聞取票を作成すること。

三 その他不可視部分を調査対象とした判定資料

- ① 既存図の写し
- ② 建物設計会社、建物建築会社等からの聞取票
- ③ その他、参考となる資料

第6 算定に際して見積書を徴した場合は、必要に応じて監督員の指示により下記による調査結果を報告（任意様式）するものとする。

一 見積書により算定を行ったもの

- ① 見積依頼書（写し）
- ② 見積依頼先を選定した理由書
- ③ 見積比較表
- ④ その他、参考となる資料

第7 地下埋設物等の判定資料により調査結果を報告（任意様式）するものとする。

- ① 既設浄化槽の種別及び人槽を確認した書類等（写し）
- ② その他、参考となる資料